

**豊橋市・豊川市農業委員会との
意見交換会を開催しました**

1月23日(水)、豊橋市・豊川市農業委員会との意見交換会を開催しました。豊橋市から24名、豊川市から13名が、本市からは20名の農業委員が出席しました。

今回は、後継者への農業の円滑な継承について、グループで分かれて話し合い、活発な議論が交わされました。意見交換では、農業の場合、子どもは親の働く姿を見て育つため、子ども自身がやりたいと思う仕事を親がすること、収益の上がる事業にすること、休日の確保などの労務管理を行うことなどが挙げられました。



●各市の問題について、意見交換するよい機会となりました

また、後継者に改めて農業の大切さを教えることも重要といった意見もありました。

**相続の手続きをしていない農地の
貸し出しが簡単になりました！**

所有者の死亡後、相続手続きが行われず、土地の所有権が死亡者のままになっている農地(相続未登記農地)が全国で増加しており、農地全体の2割程度(93万ヘクタール)がこれにあたるという統計もあります。

一般的には、農地の売却・貸し出しは、土地所有者の意思で行われます。しかし、所有者が死亡し、土地の所有権が相続されていない場合、法定相続権利者全員の同意が必要になってしまい、円滑な売却などが行なわれないことがあります。

そこで、農業経営基盤強化促進法では、貸借について、法定相続権利者の過半数の同意があれば契約を結べるように、特に定めています。ところが、相続権利者の人数が世代を経てネズミ算式に膨れ上

がってしまい、権利者の調査などに多大な手間と経費がかかってしまう問題がありました。

そこで、平成30年11月に同法が改正施行されました。水利費や固定資産税を負担するなど、農地を実際に管理している相続人の意向により、**①農業委員会が所有者に関する調査を行う②新たに明らかになった権利者に同意を得る③6カ月間の公示をする**という手続きを経て、**最長20年間農地中間管理機構に貸し出すこと**ができるようになりました。

相続未登記の農地を管理しているが耕作しておらず、今後の方針も定められない方がいましたら、一度ご相談ください。

子供は都会で就職した。
俺が農家やめたら
どうするんだ。この農地。

長年耕しているのに**登記名義人が自分ではない**、いわゆる「**相続未登記農地**」、そんな農地でも農業委員会の公示によって農地バンクに貸せるようになります！
自分の農地をどうするか悩んだら、最寄りの**農業委員会**に相談しましょう！

農林水産省

**全国農業新聞で最新の農業の情
報を手に入れませんか？**

全国農業新聞は、毎週金曜日発刊で農業に関するホットな話題が掲載されています。

◆特徴

- ①農業・農政に関する最新の情勢が分かりやすい解説と共に掲載されている
- ②経営・流通の最新情報が満載である
- ③全国各地の新たな農業への取り組みを知ることができる
- ④暮らしに役立つ情報が満載である
- ⑤農産物を生かした料理のレシピが掲載されている
- ⑥女性の元気を応援している
- ⑦文字が大きく読みやすい



◆購読料

月額700円

◆申込

農業委員会事務局へ電話にて